

議員提出議案第1号

令和4年3月1日

阿見町議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり，地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 久保谷 充 殿

提出者	阿見町議会議員	吉田 憲市
賛成者	〃	紙井 和美
〃	〃	久保谷 実
〃	〃	柴原 成一
〃	〃	難波 千香子
〃	〃	野口 雅弘

(提案理由)

本案は，全員協議会を地方自治法第100条第12項の規定による「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」に位置付け，「標準」町村議会会議規則の条立てに合わせるため，所要の改正を行うものです。

阿見町議会会議規則の一部を改正する規則

阿見町議会会議規則(昭和 62 年阿見町議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「

- 第 14 章 会議録(第 117 条—第 120 条)
- 第 15 章 議員の派遣(第 121 条)
- 第 16 章 公聴会(第 122 条—第 127 条)
- 第 17 章 参考人(第 128 条)
- 第 18 章 補則(第 129 条)

」を

「

- 第 14 章 公聴会(第 117 条—第 122 条)
- 第 15 章 参考人(第 123 条)
- 第 16 章 会議録(第 124 条—第 127 条)
- 第 17 章 全員協議会(第 128 条)
- 第 18 章 議員の派遣(第 129 条)
- 第 19 章 補則(第 130 条)

」に改める。

第 14 章から第 18 章までを次のように改める。

第 14 章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第 117 条 法第 115 条の 2 第 1 項の規定により公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 118 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 119 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 120 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 121 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 122 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 15 章 参考人

(参考人)

第 123 条 法第 115 条の 2 第 2 項の規定により参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

第 16 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 124 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

(2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

(3) 出席及び欠席議員の氏名

(4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

(5) 説明のため出席した者の職氏名

(6) 議事日程

(7) 議長の諸報告

(8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更

(9) 委員会報告書及び少数意見報告書

(10) 会議に付した事件

(11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(12) 選挙の経過

(13) 議事の経過

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第 125 条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 126 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 64 条の規定により取消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 127 条 会議録に署名すべき議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

第 17 章 全員協議会

(全員協議会)

第 128 条 法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 18 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第 129 条 法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

本則に次の 1 章を加える。

第 19 章 補則

(会議規則の疑義)

第 130 条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

阿見町議会会議規則新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>目次</p> <p>第14章 <u>会議録(第117条—第120条)</u></p> <p>第15章 <u>議員の派遣(第121条)</u></p> <p>第16章 <u>公聴会(第122条—第127条)</u></p> <p>第17章 <u>参考人(第128条)</u></p> <p>第18章 <u>補則(第129条)</u></p> <p>第14章 会議録</p> <p><u>(会議録の記載事項)</u></p> <p>第117条 <u>会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時</u></p> <p>(2) <u>開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</u></p> <p>(3) <u>出席及び欠席議員の氏名</u></p> <p>(4) <u>職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名</u></p> <p>(5) <u>説明のため出席した者の職氏名</u></p> <p>(6) <u>議事日程</u></p> <p>(7) <u>議長の諸報告</u></p> <p>(8) <u>議員の異動並びに議席の指定及び変更</u></p> <p>(9) <u>委員会報告書及び少数意見報告書</u></p> <p>(10) <u>会議に付した事件</u></p> <p>(11) <u>議案の提出、撤回及び訂正に関する事項</u></p> <p>(12) <u>選挙の経過</u></p> <p>(13) <u>議事の経過</u></p> <p>(14) <u>記名投票における賛否の氏名</u></p> <p>(15) <u>その他議長又は議会において必要と認めた事項</u></p> <p><u>(会議録の配布)</u></p>	<p>目次</p> <p>第14章 <u>公聴会(第117条—第122条)</u></p> <p>第15章 <u>参考人(第123条)</u></p> <p>第16章 <u>会議録(第124条—第127条)</u></p> <p>第17章 <u>全員協議会(第128条)</u></p> <p>第18章 <u>議員の派遣(第129条)</u></p> <p>第19章 <u>補則(第130条)</u></p> <p>第14章 公聴会</p> <p><u>(公聴会開催の手続)</u></p> <p>第117条 <u>法第115条の2第1項の規定により公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>2 公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p> <p><u>(意見を述べようとする者の申出)</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>第118条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。</p> <p><u>(会議録に掲載しない事項)</u></p> <p>第119条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条の規定により取消した発言は、掲載しない。</p> <p><u>(会議録署名議員)</u></p> <p>第120条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</p> <p>第15章 議員の派遣</p> <p><u>(議員の派遣)</u></p> <p>第121条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長に</p>	<p>第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。</p> <p><u>(公述人の決定)</u></p> <p>第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</p> <p><u>(公述人の発言)</u></p> <p>第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p>第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</p> <p>2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p>第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</p> <p>第15章 参考人</p>	

現行	改正後	備考
<p><u>において議員の派遣を決定することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>第16章 公聴会</p> <p><u>(公聴会開催の手続)</u></p> <p><u>第122条 法第115条の2第1項の規定により公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>2 公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p> <p><u>(意見を述べようとする者の申出)</u></p> <p><u>第123条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。</u></p> <p><u>(公述人の決定)</u></p> <p><u>第124条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。</u></p>	<p><u>(参考人)</u></p> <p><u>第123条 法第115条の2第2項の規定により参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 参考人については、前3条の規定を準用する。</u></p> <p>第16章 会議録</p> <p><u>(会議録の記載事項)</u></p> <p><u>第124条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時</u></p> <p>(2) <u>開議、散会、延会、中止及び休憩の日時</u></p> <p>(3) <u>出席及び欠席議員の氏名</u></p> <p>(4) <u>職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名</u></p> <p>(5) <u>説明のため出席した者の職氏名</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>2 <u>あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。</u></p> <p><u>(公述人の発言)</u></p> <p><u>第125条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。</u></p> <p>3 <u>公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。</u></p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p><u>第126条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。</u></p> <p>2 <u>公述人は、議員に対して質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p><u>第127条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>第17章 参考人</u></p> <p><u>(参考人)</u></p>	<p>(6) <u>議事日程</u></p> <p>(7) <u>議長の諸報告</u></p> <p>(8) <u>議員の異動並びに議席の指定及び変更</u></p> <p>(9) <u>委員会報告書及び少数意見報告書</u></p> <p>(10) <u>会議に付した事件</u></p> <p>(11) <u>議案の提出、撤回及び訂正に関する事項</u></p> <p>(12) <u>選挙の経過</u></p> <p>(13) <u>議事の経過</u></p> <p>(14) <u>記名投票における賛否の氏名</u></p> <p>(15) <u>その他議長又は議会において必要と認めた事項</u></p> <p><u>(会議録の配布)</u></p> <p><u>第125条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。</u></p> <p><u>(会議録に掲載しない事項)</u></p> <p><u>第126条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条の規定により取消した発言は、掲載しない。</u></p> <p><u>(会議録署名議員)</u></p> <p><u>第127条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。</u></p> <p><u>第17章 全員協議会</u></p> <p><u>(全員協議会)</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>第 128 条 <u>法第 115 条の 2 第 2 項の規定により参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>参考人については、前 3 条の規定を準用する。</u></p> <p>第 18 章 補則</p> <p><u>(会議規則の疑義)</u></p> <p>第 129 条 <u>この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。</u></p>	<p>第 128 条 <u>法第 100 条第 12 項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</u></p> <p>2 <u>全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u></p> <p>3 <u>全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第 18 章 議員の派遣</p> <p><u>(議員の派遣)</u></p> <p>第 129 条 <u>法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。</u></p> <p>第 19 章 補則</p> <p><u>(会議規則の疑義)</u></p> <p>第 130 条 <u>この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。</u></p>	